

# 使用済み小型電子機器の回収について



環境政策課 ☎229-3258 📠229-3354

家庭で不要になった使用済み小型電子機器は、資源循環を図るためリサイクル資源として回収しています。充電式電池が取り外せない場合も回収可能です。詳しくはお問い合わせください。なお、事業所などで不要になった小型電子機器は産業廃棄物であるため対象外となります。

**回収場所** 環境政策課、各総合支所地域振興課、各エコ・ステーション

※環境政策課、各総合支所地域振興課窓口では充電式電池単体やモバイルバッテリーは回収していません。「危険ごみ」として出していただくか、エコ・ステーション(西部クリーンセンターを除く)へ搬入してください。



## 搬入できる機器

電話機器	電話機(携帯電話、PHS、スマートフォン、タブレット型情報通信機器)など
ゲーム機	据え置き型、携帯型ゲーム機など
音響機器	ラジオ、MD/CDプレーヤーなど
補助記憶装置	ハードディスク、USBメモリなど
理容用機器	ヘアドライヤー、電気カミソリなど
映像用機器	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、DVD/BDプレーヤーなど
カー用品	ナビゲーション、チューナーなど
付属品	リモコン、ケーブル、充電器など
その他	パソコン(モニターを含む)、電子辞書、電子書籍端末、時計、電子血圧計、電子体温計など

## 加入保険に変更はありますか？



### 国民健康保険の加入と離脱

国民健康保険(以下、国保という)に加入している人が次のような状況に該当する場合は、加入や離脱の手続きが必要となりますので、保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所へお越しください。

#### 就職先の健康保険に加入したとき

国保に加入中の人が就職先の健康保険に加入した場合は、国保を離脱する手続きが必要です。なお、マイナンバーカードをお持ちの人は「びつたりサービス」によるオンライン申請が可能です。

**持ち物** 新しい資格確認書または資格情報のお知らせなど、健康保険の加入日(資格取得日)が分かる書類



#### 勤務先の健康保険を喪失したとき

退職後、他の健康保険(任意継続や扶養など)に加入しない場合は、国保の加入手続きが必要です。**持ち物** 健康保険の資格を喪失したことが分かる書類(健康保険喪失証明書など)

#### 就学のため転出するとき

国保に加入中の人が就学のため津市から転出し、転出前の世帯で継続して国保に加入する場合は特例制度「マル学」の手続きが必要です。**持ち物** 学校名と入学日が分かる学生証など

※経済的に独立している学生は対象外  
※学生でなくなった、または他の健康保険に加入した場合、マル学の非該当届を提出してください。



#### 全ての手続きにおいて必要な持ち物

手続きの際は、マイナンバーカードまたはマイナンバーが分かるものと本人確認ができるものがが必要です。また、別世帯の人が各種手続きを行う際は、委任状と受任者の本人確認が必要です。



保険医療助成課 ☎229-3160 📠229-5001